

役員報酬等の支給基準

社会福祉法人高関保育会

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人高関保育会（以下法人という）の役員に対する報酬等の支給基準を定めることを目的とする。

(役員)

第二条 前条に規定する役員は、理事・監事とする。

(報酬)

第三条 法人の役員は、役員としての地位にあることのみによっては支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

(旅費・日当)

第四条 法人の役員の旅費（日当）は、1日3,000円の定額とする。

(旅費・日当の支給範囲)

第五条 この基準を適用する範囲は次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 会計監査
- (3) 月次監査
- (4) 観光保育園行事の手伝い
- (5) その他、理事長が必要と認めた日

(基準の改正)

第五条 この基準を改正するときは、評議員会の決議を得なければならない。

附則

1 この基準は、平成29年6月20日から施行する。